

愛知県社会福祉協議会特例貸付償還事務センター 運營業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

緊急小口資金等の特例貸付の債権管理を行う「特例貸付償還事務センター」の運営を委託することにより、膨大な債権管理業務を確実に効率的に実施する。委託先の選定にあたっては、プロポーザルにより事業者の企画提案を審査したうえで決定する。

2 業務の名称

愛知県社会福祉協議会特例貸付償還事務センター運營業務

3 業務の内容

コールセンター業務、借受人への通知、償還金収納業務、償還免除・償還猶予業務、借受人の住所調査・訪問調査
(詳細は「愛知県社会福祉協議会特例貸付償還事務センター運營業務委託仕様書」のとおり)

4 業務実施場所

名古屋市東区白壁 1-45 白壁ビル 3F 301B 号・302 号・303 号・304 号

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日
(準備期間・引継ぎ期間を別に設ける)

6 受託事業者を求める条件

緊急小口資金等の特例貸付の債権管理業務受託実績があること

7 プロポーザルの日程

ホームページ上での情報公開	令和 7 年 10 月 29 日 (水)
プロポーザル参加申込書提出	令和 7 年 11 月 7 日 (金) まで
参加資格審査結果通知	令和 7 年 11 月 13 日 (木) まで

質問受付期間	令和 7 年 11 月 7 日（金）まで
質問への回答	令和 7 年 11 月 14 日（金）まで
企画提案書等の提出	令和 7 年 11 月 28 日（金）まで
プレゼンテーション・事業者の決定	令和 7 年 12 月 19 日（金）まで

8 プロポーザル参加の手続き

- (1) 参加を希望する者は次の書類を期日までにメール又は持参により愛知県社会福祉協議会生活支援貸付・債権管理室に提出する。
 - ①参加申込書（様式 1）
 - ②事業者の概要がわかるもの
- (2) 提出された書類を愛知県社会福祉協議会において審査し、参加の可否を申込者にメールで送信する。
- (3) 参加申込後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 2）を提出すること。

9 質問の受付・回答

- (1) プロポーザルに関し質問がある場合は、質問書（様式 3）により期日までにメールで提出すること。
- (2) 回答は他の事業者からの質問を含めすべての質問と回答をメールで送信する。

10 企画提案書等の提出

- (1) 以下の書類を 1 つのファイルにまとめて正本 1 部、副本 10 部を期日までに提出すること。
 様式は任意とするが、正本には代表者名を記載し押印すること。
 製本されているパンフレット等は別添としてもよい。

No.	書 類	正本（1 部）	副本（10 部）
1	企画提案書	押印あり	押印なし
2	見積書及び内訳書	押印あり	押印なし
3	事業者の概要	会社案内、パンフレット等	同左

- (2) 愛知県社会福祉協議会生活支援貸付・債権管理室へ郵送又は持参により提出すること。

11 受託事業者の選定

- (1) 審査委員会を設置し、企画提案及びプレゼンテーションの内容を審査し、受託事業者を選定する。
- (2) プレゼンテーションの日時・場所等は別途通知する。
- (3) プレゼンテーションの所要時間は1事業者30分以内とする（質疑応答は含めず）。
- (4) プロジェクター、PC、プレゼンテーション資料（10部）等は提案事業者が準備すること。
- (5) 審査基準は以下のとおりとする。

No.	評価項目	評価内容	配点
1	取組方針	本業務に対する事業者の基本的な考え方を評価	10/100
2	実施体制	組織の階層と権限・業務範囲、業務の管理体制、内部統制を評価	20/100
3	業務計画	業務の実施計画、マニュアルの整備、進捗管理、人材の確保と育成、再委託など業務の確実性を評価	20/00
4	個人情報保護	個人情報保護やセキュリティ対策の内容を評価	15/100
5	業務改善・独自提案	債権管理業務の課題認識と提案を評価	15/100
6	フォローアップ支援	フォローアップ支援の課題認識と提案を評価	10/100
7	見積額	適正に見積もられているか、企画提案との整合性を評価	10/100

- (6) 審査結果はメールにより通知する。審査結果についての質問は受け付けない。

12 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出書類は審査・契約以外の目的には使用しない。
- (3) プロポーザル終了後、参加事業者を公開する場合がある。ただし、提案内容及び審査内容については公開しない。
- (4) 受託事業者を決定後、必要に応じて提案内容の調整・修正、準備期間・引継ぎ期間を調整のうえ契約を締結する。
- (5) 書類の提出先・問い合わせ先

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目 50 番地

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 生活支援貸付・債権管理室

担当：坂井、蓑洞、原田

電話 052-212-5506

メールアドレス minsei@aichi-fukushi.or.jp